

## 駐在事務所と障害者雇用情報センターの 統廃合について

当機構では業務運営の一層の効率化を図るため、地方組織のあり方について検討を続けてまいりました。

その結果、障害者雇用納付金、助成金などの調査関係業務を実施している7カ所の駐在事務所のうち札幌、広島事務所と事業主に対する各種相談・援助業務を実施している5カ所の障害者雇用情報センターを廃止し、平成17年4月1日以降は、存続する5ヶ所の駐在事務所で調査関係業務と事業主に対する各種相談・援助業務を併せて行うこととしました。

主な変更は次のとおりです。

- ① 札幌及び広島駐在事務所が実施していた調査関係業務は、それぞれ仙台駐在事務所、大阪駐在事務所（山口県については福岡駐在事務所）が実施することとなります。
- ② 従来、大阪駐在事務所と大阪障害者雇用情報センターは別の場所にありましたが、4月1日以降は現大阪障害者雇用情報センターの所在地で業務を実施することとなります。その他については、これまでの所在地において、同様の業務を継続して行います。

なお、業務担当区域は下表のとおりです。

名 称	所 在 地	業 務 担 当 区 域
仙台駐在事務所	仙 台 市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京駐在事務所	東 京 都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
名古屋駐在事務所	名 古 屋 市	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪駐在事務所	大 阪 市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡駐在事務所	福 岡 市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

皆様には今般の統廃合の趣旨をご理解いただき、従来と同様、新駐在事務所の業務運営につきまして御協力いただきますようよろしくお願いいたします。